



事 務 連 絡
令 和 8 年 7 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課

治験薬GMP証明書の発給について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第18項に規定する治験の対象とされる薬物（以下「治験薬」という。）を製造する際に遵守すべき製造管理及び品質管理の方法並びに必要な構造設備に関する事項については、「治験薬の製造管理、品質管理等に関する基準（治験薬GMP）について」（平成20年7月9日付け薬食発第0709002号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「治験薬GMP通知」という。）において定めており、治験薬製造施設における治験薬GMP通知の要求事項への適合状況に関する証明書（以下「治験薬GMP証明書」という。）発給の取り扱いについては、「輸出用医薬品、輸出用医療機器等の証明書の発給について」（令和3年8月2日付け薬生発0802第4号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「旧局長通知」という。）及び「治験薬GMP証明書の発給について」（平成21年3月30日付け厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課事務連絡。以下「旧事務連絡」という。）によりお示ししているところであります。今般、電子ファイルによる証明書の発給方法を新たに導入することに伴う「輸出用医薬品、輸出用医療機器等の証明書の発給について」（令和8年7月27日付け医薬発0727第1号厚生労働省医薬局長通知）の発出にあわせて、所要の見直しを行い、治験薬GMP証明書の発給を下記のとおり取り扱うこととしますので、貴管内関係業者に周知願います。なお、本事務連絡の発出をもって旧事務連絡を廃止します。

また、本事務連絡の写しを、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、各地方厚生局指導・監査部門及び別記の関係団体宛てに送付するので、念のため申し添えます。

記

1. 治験薬GMP証明書発給の対象

治験薬GMP証明書発給の対象については、治験薬製造施設が国内にあり、かつ、以下のいずれかに該当する場合に限る。なお、必要により対照薬についても治験薬GMP証明書発給の対象になり得る。

- ① 当該治験薬について、国内で治験が進められている又は予定されている場合
- ② 輸出先国より、日本国政府の治験薬GMP証明書の提出要求がある場合

2. 申請方法

- (1) 申請及び発給の窓口は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）とする。
- (2) 申請に当たっては、下記の書類に加え、総合機構が別途定める承認・添付文書等証明確認調査申請書及び添付文書を添えること。詳細については、「治験薬GMP証明書の発給の手続きについて」（平成 21 年 3 月 30 日付け薬機発第 0330023 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）を参考にすること。

- ① 証明書発給申請書（様式 1）（正本 1 通）
- ② 証明書用紙（様式 2）（必要部数に控え 1 部を加えた部数）
- ③ 治験薬GMP通知要求事項適合証明書発行の必要性等（様式 3）
- ④ 証明書発行の必要性に係る輸出先国の関係法規の写し（該当する部分のみ日本語訳を添付すること）
- ⑤ 証明希望製品に係る治験薬GMP調査に関する調書（様式 3 別紙）

なお、電子ファイルを用いた申請の場合は、厚生労働省が指定するBox®クラウドコンテンツ管理サービス上の共有フォルダ（以下「共有フォルダ」という。）を利用して発給するものとし、当該共有フォルダの利用に係る登録等については、指定の登録票を用いて総合機構に提出することにより行うこと。

- (3) 証明書の様式は原則として様式 2 とするが、様式が輸出先国等の要求する証明書と合致しない場合には、あらかじめ総合機構又は監視指導・麻薬対策課に照会すること。なお、外国文による証明が必要である場合には、和訳文も併せて提出すること。

3. 発給

- (1) 証明書発給に際して、当該治験薬製造施設における治験薬GMP通知の要

求事項への適合状況について、総合機構による実地での確認を受けなければならない。

- (2) 証明書は監視指導・麻薬対策課において作成し、書面の場合は原則として総合機構を経由し、電子ファイルの場合は共有フォルダを利用して申請者に発給するものとする。発給日及び発給番号については、書面の場合はスタンプ又は手書きによって記載し、電子ファイルの場合は署名フレーム内に日付とドキュメント ID (署名リクエスト ID) が発給時に記載されるものとする。

4. その他

- (1) 製造手順等について、総合機構が確認した際の状況から変更が生じた場合の再度の確認の要否については、申請者が適切に判断すること。再度確認が必要と判断した場合は、上記 2 及び 3 に従い、改めて総合機構の確認を受けること。
- (2) 治験薬 GMP 証明書の発給に関連する手続きの詳細や調査時期、調査対象範囲等の事前の相談については、総合機構品質管理部の簡易相談 (GMP / QMS 調査簡易相談) を利用することができる。

様式 1

証明書発給申請書

事 項	治験薬GMP通知要求事項適合状況
品 目（製品）名	
製 造 所 等 の 名 称	
製 造 所 等 の 所 在 地	
証明書提出先国等（部数）	
発 給 方 法	電子発給・書面発給
電 子 発 給 先 の 登 録	未登録・登録済（変更有り・変更無し） （登録済のBox共有フォルダの法人名： ）
備 考	

上記により、別添の証明書の発給を申請します。

年 月 日

住所：（法人にあっては、主たる事業所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

厚生労働省医薬局 監視指導・麻薬対策課長殿

様式 2

証 明 書

日本国厚生労働省は、以下の製造所における当該治験薬の製造が、治験薬GMP通知の要求事項に適合することを証明します。

製造所の名称：

製造所の所在地：

物質名：

工程：

- ☐ 治験薬成分合成工程
☐ 製剤化工程
☐ その他（ ）

製造施設を確認した年月日：

厚生労働省医薬局 監視指導・麻薬対策課長

Form No.2

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following manufacturing site, in which the following product(s) is (are) produced is subject to our inspections, and the manufacturing in the site conforms to all the requirements of the GMP standards for investigational New Drugs.

Name of Manufacturing Site:

Address:

Name(s) of Substance:

Operations:

- ☐ Synthetic process
☐ Dosage formulation process
☐ Other ()

Date of Inspection:

(監視指導・麻薬対策課長の氏名)

Director, Compliance and Narcotics Division
Pharmaceutical Safety Bureau
Ministry of Health, Labour and Welfare

様式 3

治験薬 GMP 通知要求事項適合証明書発行の必要性等

1. 必要性

① 提出要請 (A、Bのうち該当項に○を付して下さい)

A. 相手国等政府からの要請

B. その他 ()

(上記 A、B にかかる詳細：複数に提出する場合、それぞれ箇条書きして下さい)

2. 用途

① 使用目的 (A～Cの該当項に○を付して下さい)

A. 輸出時の相手国税関通過

B. 相手国で治験を行うための登録申請

C. その他 ()

(上記 A～C にかかる詳細：複数に提出する場合、それぞれ箇条書きして下さい)

② 本証明書の送付先 (A～Dのうち該当項に○を付して下さい)

A. 相手国等政府

B. 相手国等輸入業者

C. 相手国等輸入業者を通じて、相手国等政府

D. その他 ()

(上記 A～D にかかる詳細： 複数に提出する場合、それぞれ箇条書きして下さい)

様式 3 別紙

証明希望製品に係る治験薬GMP調査に関する調書

[illegible]

[] 該当項目に○印

申請者記入欄

調査権者記入欄

別記

日本製薬団体連合会

欧州製薬団体連合会在日執行委員会

米国研究製薬工業協会在日技術委員会